

阿賀野市告示101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、水原市場及び保田市場の使用料及び手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月17日

阿賀野市長 加藤 博幸

- 1 委託先の氏名及び住所(法人の場合は名称、所在地及び代表者氏名)
 - ・水原市場
水原市場商業組合 組合長 長尾昭蔵
新潟県阿賀野市山口町一丁目8番6号
 - ・保田市場
佐藤 翼
新潟県阿賀野市保田1827番地
- 2 委託した歳入の種類及び事務
水原市場及び保田市場の使用料及び手数料の徴収
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年4月1日
- 4 徴収事務を委託した日
令和8年4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間
 - ・水原露店市場
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - ・保田露店市場
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで